

公の施設の指定管理者審査表(武蔵野市立吉祥寺北コミュニティセンター)

審査項目	審査の視点	審査結果
(1) 施設効用の最大化	①設置目的等の達成	・設置目的等に合致した理念・管理運営の基本方針を持っているか。
		・設置目的等を効果的・効率的に達成できる事業計画が提案されているか。
	②利用促進に資する方策	・提案内容は、施設効用を最大限発揮できる効果的なもので実現可能性は高いか。
		・施設の利用率の向上、利用者数の増加に資する取組が具体的に提案されているか。
	③利用者の満足度及び利便性向上に資する方策	・丁寧な接遇対応や、利用者の満足度を高める取組が具体的に提案されているか。
		・利用者のニーズを把握し、運営に反映させる仕組みを構築しているか。
		・利用者が意見や苦情を述べやすい環境、それらに要求水準を満たしている切に対応する仕組みを構築しているか。
		・市民や利用者が情報を得やすいよう、情報提供方法を工夫しているか。
	④市の政策及び地域との連携	・市の施策、方針及び取組と連携を図れる仕組みを構築しているか。・地域との連携・協働が図れる体制が構築されているか。
(2) 効率的な経費執行	①指定管理料	・要求水準を満たしている適正な指定管理料といえるか。
	②経費節減への取組及び要求水準を満たしている正な収支計画	・収支計画に妥当性・実現可能性があるか。

審査項目	審査の視点	審査結果
(3) 安定的・確実な業務の履行	①管理運営能力	・管理運営に必要な専門性を有しているか。
	②実施体制	・ノウハウを有する担当者を適正に配置しており、業務ごとの責任体制が明確か。 ・市と円滑な連絡・十分な連携・意思疎通ができ、指示系統が明確であるなど、業務を滞りなく進めるための体制が構築されているか。
		・担当によってサービス水準に格差が生じないよう、マニュアルの作成や研修を行っているか。
		・事件、事故、災害等の緊急事態が発生した場合の危機管理体制(対応方針やマニュアル等の整備、防災訓練の実施等)は要求水準を満たしている切か。
		・建物・設備・備品の保守点検等の計画、確認・検収の体制を整備しているか。
		要求水準を満たしている

上記審査の結果、吉祥寺北コミュニティ協議会を指定管理者候補者として決定した。

#### 指定理由

吉祥寺北コミュニティ協議会は、昭和54年に設立されて以来、吉祥寺北コミュニティセンターの管理運営を行いつつ、同コミュニティセンターを拠点としてコミュニティづくりの活動を行っており、地域のコミュニティづくりにおいて中心的な役割を担っている。平成17年度からは指定管理者として、適正な施設運営を行っていると評価できる。市民によるコミュニティづくりの拠点である施設の特性を活かしていくため、武蔵野市コミュニティ条例(平成13年12月武蔵野市条例第33号)第9条に定める要件を満たす団体として、引き続き同協議会による管理運営が必要である。